

先生各位

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。
このたび、平成25年7月31日付、「保医発0731第2号」厚生労働省保険局医療課長発
通知にて、下記の項目につき、検体検査実施料が平成25年8月1日より新規適用される
ことになりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

●新たに保険収載された項目

点数 区分	項 目 名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D012 感染症免疫学的検査					
21	マイコプラズマ抗原定性	免疫クロマト法	150	免疫 144	*1

[注]下線部が追加変更されました。

- *1 : ア マイコプラズマ抗原定性は、マイコプラズマ感染の診断を目的として行った場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「21」インフルエンザウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。
イ 当該検査は、「4」のマイコプラズマ抗体定性若しくはマイコプラズマ抗体半定量又は「23」のマイコプラズマ抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

●算定留意事項が改正された項目

点数 区分	項 目 名	実施料	判断区分 判断料	注
D012 感染症免疫学的検査				
4	マイコプラズマ抗体定性 マイコプラズマ抗体半定量	32	免疫 144	*2
23	マイコプラズマ抗原	170	免疫 144	*3

[注]下線部が追加変更されました。

- *2 : 「4」のマイコプラズマ抗体定性又はマイコプラズマ抗体半定量は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
*3 : 「23」のマイコプラズマ抗原は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。